

令和7年度 羽島市建築物耐震診断補助事業のご案内

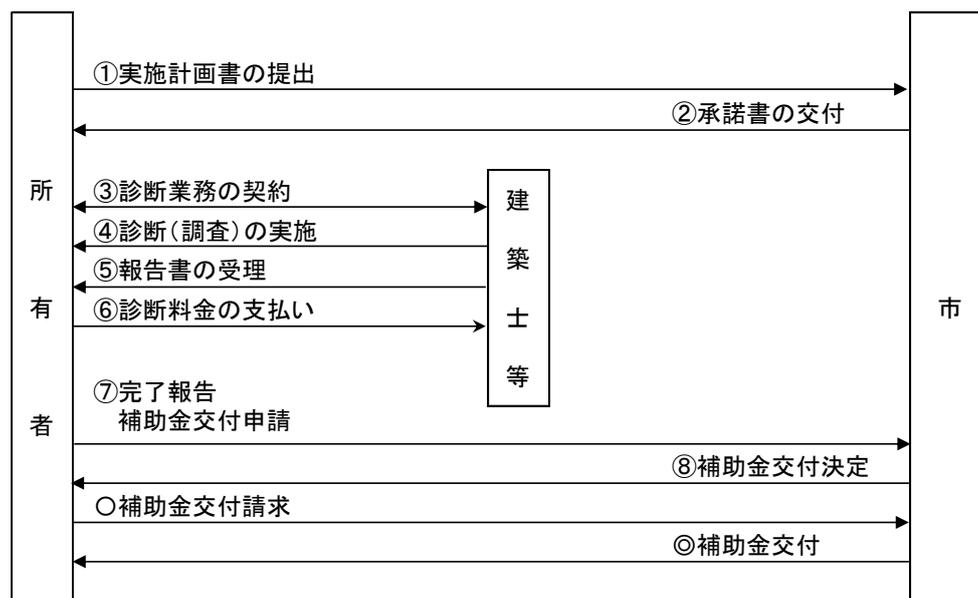


©岐阜県

建築物耐震診断とは……

既存建物の耐震性を改めて確認するため、「耐震診断」により、既存建築物がもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

申請手続き



＜申込の注意事項＞

- 申込期間は令和7年5月1日（木）8時30分から令和7年12月5日（金）16時45分までとなります。 ※お早めに申込願います。
- 原則、先着順で受付し、予算件数がなくなり次第、申込を終了します。
- 予算件数は1件を予定しています。ただし、今後の岐阜県との協議により予定件数を変更する場合があります。
- その他、不明点等ありましたら以下の問い合わせ先までご連絡ください。

＜申込先及び問い合わせ先＞

羽島市役所 建設部都市計画課 建築管理室 建築指導係
電話番号058-392-1111 内線2134

1. 事業概要

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、建築物の耐震対策を支援するもので、建築士法第2条第1項の規定による「建築士」等が、耐震診断・構造再計算を実施し、対象となる建築物の所有者（分譲マンションにあっては管理団体又は管理組合法人）に、国・県・市がその事業に要する費用の一部を補助するものです。

2. 対象となる建築物

- ・次の要件を満たす建築物が、対象となります。
（※. 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）
- 1. 羽島市内に存する昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物であるもの
- 2. 木造の長屋住宅又は共同住宅であるもの（一部の店舗併用住宅を含む）又は木造住宅（一戸建て・長屋・共同）以外の建築物であるもの
- 3. 上記2の木造の長屋住宅又は共同住宅は、在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によるもの
- 4. 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと
- 5. 賃貸の場合には、居住者の承諾を得ているもの
- 6. 分譲マンションは、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもので、専有部分の大部分が人の住居の用に供する住宅として区分所有されるもの

※. その他、下記「5. 耐震診断における注意事項」の要件を満たすこと

3. 補助金の額

建物種類	補助対象事業費（診断費用）の限度額（※注1）	補助率	補助金の限度額
一戸建ての住宅（S造・RC造等）	13万6千円	2/3	9万円
上記以外	150万円（※注2）	2/3	100万円（※注2）

（※注1）

- ・上記の限度額は、一棟（一戸）あたりの金額です。
- ・補助対象事業費（診断費用）が上記限度額を上回った場合、その上回った部分については全て自己負担となります。
- ・その他、消費税は補助対象事業費（診断費用）に含まないなどの規定があります。

（※注2）

- ・床面積当たりの限度額は下記のとおりです。

補助対象事業費（診断費用）の床面積当たりの限度額	
延べ床面積1,000㎡以内の部分	⇒ 3,670円/㎡
延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	⇒ 1,570円/㎡
延べ床面積2,000㎡を超える部分	⇒ 1,050円/㎡

【特定建築物は対象外】

4. 対象となる方

- ・原則、対象となる建築物の所有者。
(分譲マンションにあつては、管理団体又は管理組合法人)

5. 耐震診断における注意事項

1. 建築物の耐震診断結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事の認めた専門機関に諮られたものであること。
ただし、以下の表に掲げる建築物を除く。
※. 羽島市では、木造の以下の表以外の対象建築物の耐震診断は、耐震評定委員会等へ諮られることが必要となります。

構 造	規模及び階数
木 造	次のいずれにも該当する建築物 ・ 延べ面積 1,000㎡以下（平屋建てを除く。） ・ 高さ 13m以下 ・ 軒の高さ 9m以下 ・ 階数 2以下

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針（平成18年国土交通省告示第184号）（最終改正 平成28年3月25日 国土交通省告示第529号）の別添の指針に基づく耐震診断であること。

構 造	代 表 的 な 基 準
鉄筋 コンクリート造	・一般財団法人日本建築防災協会発行「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」 ・一般財団法人日本建築防災協会発行「既存壁式（プレキャスト）鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
鉄骨鉄筋 コンクリート造	・一般財団法人日本建築防災協会発行「2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
鉄骨造	・一般財団法人日本建築防災協会発行「2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」
木造	・一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」 ・一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」

3. 令和8年1月中旬までに完了する耐震診断であること。

6. 申請手続き

① 実施計画書の提出

都市計画課へ「建築物耐震診断実施計画書」（別記第1号様式）に必要資料を添えて申請します。

【留意事項】

- (ア) 対象となる建築物か否かは、都市計画課で調査します。
- (イ) 耐震診断を依頼する建築士等は、ご自身で選定ください。
市で特定の建築士等をご紹介することは致しかねます。
- (ウ) 耐震診断の実施時期は、「建築物耐震診断承諾書」交付後で令和8年1月中旬までとしてください。

② 承諾書の交付

市は、対象となる建築物に対し、「建築物耐震診断承諾書」（別記第2号様式）を交付します。

【留意事項】

- (ア) 内容によっては、審査に時間がかかることがあります。
- (イ) 耐震診断の契約は、必ず承諾書の交付後としてください。
- (ウ) 承諾書の交付前に耐震診断に着手した場合は、補助金の交付はできません。

③ 耐震診断業務の契約

耐震診断前には必ず、建築士等本人ではなく、「建築士等が所属する建築士事務所等の代表者」と契約を行ってください。

【留意事項】

- (ア) 契約前には必ず、耐震診断に要する費用について建築士等より説明を受け、ご了解されることが必要です。

④ 耐震診断（現地調査）の実施

建築士等が「資格者証」を提示し所有者立会いのもと、耐震診断（現地調査）を実施します。

【留意事項】

- (ア) 現地調査日時は、建築士等より連絡がありますので、日程調整をお願いします。
- (イ) 建築士等自らが、現地調査を行いますので、本人であることを「資格者証等」によりご確認ください。
- (ウ) 調査方法等の不明点については、直接、建築士等へご相談ください。
- (エ) 現地調査は、長時間又は複数日かかる場合がありますが立会いにご協力ください。
- (オ) 現地調査は、建築士等が外観による目視で行います。
より確かな耐震診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。
そのため以下の事項にご協力ください。
 - (1) 設計士等によるヒアリングへ可能な限り回答ください。
 - (2) 建築当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示ください。
 - (3) 不安に思う箇所を事前にご相談ください。
 - (4) 床下及び天井裏をのぞく点検口等を確保してください。

※. 承諾書の交付後に、計画書の内容が変更になる場合や都合により中止する場合は必ず、「建築物耐震診断実施計画変更・中止届出書」（別記第3号様式）を都市計画課へ提出してください。

⑤ 報告書の受理

耐震診断の完了後に、建築士等から耐震診断結果報告書等が提出され、所有者に直接説明がなされます。

【留意事項】

- (ア) 診断結果は必ず、建築士等本人から説明を受け、不明点については、直接、建築士等へご相談ください。
- (イ) 報告書提出までに日数を要する場合がありますので、現地調査時等に作成日数を建築士等へご確認ください。

⑥ 耐震診断費用の支払い

【留意事項】

- (ア) 支払いは、補助金額も含んだ金額を支払ってください。
- (イ) 領収書は必ず受領してください。

⑦ 補助金の交付申請

都市計画課へ「建築物耐震診断完了報告書」（別記第4号様式）を添え、「建築物耐震診断補助金交付申請書」（別記第5号様式）を提出してください。

【留意事項】

- (ア) 「完了報告書」には、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震診断判定委員会」若しくは知事の認めた専門委員会による「報告書（判定書）」の写し、「領収書」の写しを必ず添付してください。
- (イ) 令和8年1月中旬までに提出してください。
- (ウ) 市の審査の結果、指摘事項があり、市の定める期限内までに有効な回答が得られない場合は、補助金の交付はできない場合があります。

⑧ 補助金の交付

市は「建築物耐震診断補助金交付決定通知書」（別記第6号様式）を通知します。市に請求書を提出していただきますと、申請者の口座に補助金が振り込まれます。

【留意事項】

- (ア) 「交付決定通知」から補助金の振り込みまでに日数を要する場合があります。